

監査報告


令和3年6月21日

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

理事長 近藤 泰三 様

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

監事 小島 浩一 

監事 木村 太哉 

地方独立行政法人法第13条第4項および同法第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下、「当法人」という。）の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第11期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席し、理事の業務執行の状況を聴取するほか、理事長との会合を行い、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務および財産の状況を調査しました。また、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書および附属明細書）、事業報告書および決算報告書について検討を加えました。

また、理事長、副理事長及び理事（以下、「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）について、職員からその整備及び運用の状況について説明を受け、確認しました。

2. 監査の結果

- (1) 当法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 当法人の内部統制システムの整備及び運用状況について、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めま

す。

- (5) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (6) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (7) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以 上